

必須特許に関する問題に係る調査報告書

平成27年7月8日

公正取引委員会

第1 調査の趣旨

情報通信分野など技術革新が著しい分野においては、新製品の市場の迅速な立上げや拡大を図るため、異なる機種間の情報伝達方式や接続方法などについて、関連する者が共同で規格を策定している¹。この場合において、規格で規定される機能及び効用の実現に必須な特許等（以下「必須特許（Essential Patent）」²という。）を有する者が、当該必須特許を利用する者に対して差止請求訴訟を提起する等の事例が国内外で生じている。

公正取引委員会は、これまで、知的財産の利用に関する独占禁止法上の考え方を明らかにするため、「知的財産の利用に関する独占禁止法上の指針」（平成19年9月28日公表）（以下「知的財産ガイドライン」という。）及び「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」（平成17年6月29日公表）（以下「パテントプールガイドライン」という。）を策定しており、必須特許に関する問題に係る独占禁止法上の考え方についても基本的には前記の指針等に沿って判断される。しかしながら、前記の指針等において、必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起といった、外形上、権利の行使とみられる行為に関する記載は限られている。そのため、必須特許を有する者による差止請求訴訟の提起等の問題について、調査を実施し、独占禁止法上の考え方を明確にするものである。

第2 調査方法

情報通信分野等の事業者、有識者、行政庁及び標準化機関を対象にヒアリングを

¹ このような規格の策定については、例えば、国際電気通信連合電気通信標準化部門（ITU-T：International Telecommunication Union, Telecommunication Standardization Sector）、国際電気通信連合無線通信部門（ITU-R：International Telecommunication Union, Radiocommunications Sector）、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）、国際電気標準会議（IEC：International Electrotechnical Commission）、The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc.（IEEE）、日本工業標準調査会（JISC）、一般社団法人電波産業会（ARIB：Association of Radio Industries and Businesses）、一般社団法人情報通信技術委員会（TTC：Telecommunication Technology Committee）、欧州電気通信標準化機構（ETSI：European Telecommunications Standards Institute）等の機関等で行われている。以下、このような規格の策定を行っている機関等を「標準化機関」という。

² パテントプールガイドライン第3の2(1)で「必須特許」という用語が定義されており、本調査報告書においても同じ用語を使用している。最近では、「標準必須特許」や「規格必須特許」（SEP〔Standard Essential Patent〕）とも呼ばれている。

実施した。

また、国内外における必須特許の権利行使に係る事例等を整理し、必須特許に関する問題に対する独占禁止法上の考え方を取りまとめる際の参考とした。

第3 規格の策定及び必須特許のライセンスの実態

ヒアリング結果等から明らかになった規格の策定及び必須特許のライセンスの実態は、次のとおりである。

1 規格の策定

(1) 標準化機関

標準化機関は、一般に、その活動を公開し多くの参加者を受け入れて参加者からの技術提案に基づき規格を策定している。

(2) IPRポリシーの内容

標準化機関は、必須特許の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、必須特許の利用を他の者に許諾すること（以下、ある技術の利用を他の者に許諾することを「ライセンス」という。）に関する取扱い等を文書で定めている（当該文書は、「IPR（Intellectual Property Rights）ポリシー」と呼ばれる。）。標準化機関によってIPRポリシーの細かな規定は異なるが、本調査の対象とした代表的な標準化機関のIPRポリシーは、必須特許の取扱いについて、おおむね次の点を定めている³。

ア 規格の策定の参加者は、規格を策定する段階で必須特許（出願中のものを含

³ 代表的な標準化機関のIPRポリシーは、次のとおり。

- ・ 日本工業標準調査会「特許権等を含むJISの制定等に関する手続について」（平成24年1月25日）（https://www.jisc.go.jp/jis-act/pdf/2011_patent_policy.pdf）
- ・ 一般社団法人電波産業会「標準規格に係る工業所有権の取扱いに関する基本指針」（平成24年7月3日）（<http://www.arib.or.jp/tyosakenkyu/sakutei/img/sakutei4-01.pdf>）
- ・ 一般社団法人情報通信技術委員会「工業所有権等の取扱いについての基本指針」（平成22年5月31日）（http://www.ttc.or.jp/files/2213/5061/1059/ipr-kihon_20100531.pdf）
- ・ International Telecommunication Union “Common Patent Policy for ITU-T/ITU-R/ISO/IEC”（<http://www.itu.int/en/ITU-T/ipr/Pages/policy.aspx>）, “Patent Statement and Licensing Declaration form”（<http://www.itu.int/oth/T0404000002/en>）
- ・ European Telecommunications Standards Institute “ETSI Intellectual Property Rights Policy”（Nov 14, 2014）（<http://www.etsi.org/images/files/IPR/etsi-ipr-policy.pdf>）
- ・ The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. “IEEE-SA Standards Board Bylaws”（Mar, 2015）（https://standards.ieee.org/develop/policies/bylaws/sb_bylaws.pdf）

む。)を有する場合にはその旨明らかにすること

明らかにされた必須特許(出願中のものを含む。)については、その有効性及び必須性を標準化機関が評価するものではなく、また、標準化機関に当該必須特許が明らかにされた時点では、第三者による評価がなされていないことが通常である。したがって、差止請求訴訟の提起等において、ライセンシーが必須特許の有効性及び必須性を争うことも当然に行われており、実際に裁判所等により有効性・必須性に欠けると判断される場合もある。特許の有効性については、各国の所管官庁が特許を付与する前に審査段階で確認をしているものの、例えば、我が国の特許庁の審判手続では約3割の特許が無効と判断されている⁴。

イ 必須特許(出願中のものを含む。以下、この項において同じ。)を有する者は、規格策定後に当該必須特許を他の者に公正、妥当かつ無差別な条件(「FRAND [fair, reasonable and non-discriminatory] 条件」)でライセンスをする意思の有無を明らかにすること

必須特許を有する者がFRAND条件でライセンスをする意思を標準化機関に対し文書で明らかにすることは、「FRAND宣言」と呼ばれている。FRAND宣言がされた必須特許については、当該必須特許の対象となる技術を含めて規格を策定し、当該宣言がされなかった必須特許については、当該必須特許の対象となる技術を規格に含めないように規格の変更を検討する旨を定めている⁵。

2 必須特許のライセンス交渉

必須特許の対象となる技術が含まれる規格を採用して製品の研究開発、生産又は販売を行うためには、当該必須特許を有する者からライセンスを受けなければならない。ただし、前記1(2)アのとおり必須特許(出願中のものを含む。)の有効性及び必須性については、標準化機関が評価するものではなく、また、標準化機関に必須特許(出願中のものを含む。)が明らかにされた時点では、第三者による評価がなされていないことが通常であることから、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行おうとする者は、必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について自ら評価した上で、当該必須特許を有する者と個々に交渉してライセンス条件を決定する。

ライセンス交渉は、通常、製品の研究開発、生産又は販売を開始する前に行われる。しかしながら、情報通信分野など、多数の必須特許が含まれる形で規格が策定

⁴ 特許行政年次報告書 2014 年版

⁵ パテントプールガイドライン第2の1(注3)

されており、かつ、当該必須特許の保有が多数の者に分散している状況においては、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者が当該必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無について評価した上で、当該必須特許を有する者と個々に交渉するというような、通常行われている事前のライセンス交渉が困難な場合がある。

そのため、そのような分野においては、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、当該製品の研究開発、生産又は販売を開始した後に必須特許を有する者からの申出により交渉を開始し、当該申出の対象とされる必須特許について有効性、必須性又は侵害の有無について評価を行う場合がある。そのような、いわば事後交渉の結果、ライセンス内容の合意に至らず、必須特許を有する者による差止請求訴訟が提起される等の事例が生じている。

なお、パテントプール⁶が形成されている場合には、当該プールを通じてライセンスを受ける枠組みが利用されている。

3 事業者等における必須特許の権利行使に関する問題意識

(1) ライセンス拒絶及び差止請求訴訟の提起

事業者等からは、FRAND宣言をした必須特許を有する者がライセンス拒絶や差止請求訴訟を提起することについて、必須特許に対する適正な対価の支払を実現する手段として必要であるとする意見もある一方、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売といった事業活動に支障を来すものであり、問題であるとの意見が聞かれた。

ヒアリング等で明らかになった国内外におけるライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起の具体的な事例等は、次のとおりである。

ア 我が国における事例等

標準化機関に対しFRAND宣言をした必須特許について、規格を採用した製品の輸入・差止めの仮処分の申立てを行った件に対して、知的財産高等裁判所は、FRAND宣言をした必須特許に関し、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対しては、権利の濫用（民法第1条第3項）に当たるため、差止請求権の行使が許されるべきではないとの判断を示し、この際、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有しないとの認定は

⁶ パテントプールとは、ある技術に権利を有する複数の者が、それぞれが有する権利又は当該権利についてライセンスをする権利を一定の企業体や組織体（その組織の形態には様々なものがあり、また、その組織を新たに設立する場合や既存の組織が利用される場合があり得る。）に集中し、当該企業体や組織体を通じてパテントプールの構成員等が必要なライセンスを受けるものをいう。（知的財産ガイドライン第3の2(1)）

厳格になされるべきであるとした⁷。ただし、当該判決を含め、FRAND宣言をした必須特許に基づくライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起について、独占禁止法上の判断が示されたものは無い。

イ 海外における事例等

海外においては、欧米を中心に、競争法・競争政策上の観点から、FRAND宣言をした必須特許について、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有する者(willing licensee)に対する差止請求訴訟の提起を認めないとする事例等⁸があり、それらでは「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有する者とみられるかについて、おおむね次のような見解が示された。

- ライセンス交渉の相手方が、一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった場合に、裁判所又は仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有する者とみられる。
- ライセンスを受けようとする者が当該必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有する者であることを否定する根拠とはならない。

(2) 高額なライセンス料・損害賠償の請求

事業者等からは、必須特許を有する者が高額なライセンス料や損害賠償を請求することについて、問題であるとの意見や、そのような高額なライセンス料等の請求は、主に後記5のpatent・trollによって行われているとの意見が聞か

⁷ 知的財産高等裁判所判決，平成25年(ラ)第10007号及び同第10008号(平成26年5月16日)(http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/H25ra10007_zen2.pdf, http://www.ip.courts.go.jp/vcms_lf/H25ra10008_zen3.pdf)

⁸ 海外における事例等は次のとおり。

- ・“In the Matter of Motorola Mobility LLC, and Google Inc.”, US FTC File No. 121-0120 (Jul 24, 2013) (<https://www.ftc.gov/sites/default/files/documents/cases/2013/07/130724googlemotorolado.pdf>)
- ・“US Department of Justice and US Patent and Trademark Office Policy Statement on Remedies for Standards-Essential Patents Subject to Voluntary F/RAND Commitments” (Jan 8, 2013) (http://www.uspto.gov/about/offices/ogc/Final_DOJ-PTO_Policy_Statement_on_FRAND_SEPs_1-8-13.pdf#search=policy+statement+of+remedies+F%2FRAND)
- ・“- Samsung - Enforcement of UMTS standard essential patents”, European Commission Case AT. 39939 (Apr 29, 2014) (http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/39939/39939_1501_5.pdf)
- ・“Review Guidelines on Unfair Exercise of Intellectual Property Rights”, Korea Fair Trade Commission (2014), (http://eng.ftc.go.kr/bbs.do?command=getList&type_cd=62&pageId=0401)

れた。

なお、欧米の事例等においては、必須特許についての高額なライセンス料（拒絶と同視できる程度に高額な場合を除く。）の請求を競争法・競争政策上問題としたものは無い。

4 事業者等における必須特許の権利行使に伴う制限行為に関する問題意識

前記3のほか、例えば、必須特許の権利者が当該必須特許のライセンスに伴い、ライセンシーの保有する必須特許以外の特許を自らにライセンスすることや、自らの保有する必須特許以外の特許についてもライセンスを受けることをライセンシーに求めることといった、必須特許の権利者が当該必須特許のライセンスをする際にライセンシーに対して何らかの条件を付す場合について、問題意識を示した事業者もいた。

なお、欧米の競争当局は、必須特許の権利行使に伴う制限行為それ自体について、特段、考え方は示していない。

5 パテント・トロール

「パテント・トロール」とは、一般に、自らは製品の研究開発、生産又は販売を行わず、他社の開発した技術に係る特許権を購入するなどして、当該特許を利用して製品の研究開発、生産又は販売を既に行っている事業者（大企業が標的とされることが多い。）に対し、権利行使をする事業者をいう⁹。

FRAND宣言をした必須特許が第三者に譲渡されることがあるところ、特に米国において、そのような第三者がいわゆるパテント・トロールとして差止請求訴訟を提起したり、高額の損害賠償請求をする例が多くみられるとの意見が、ヒアリングで聞かれた。

ただし、ヒアリングでは、米国では訴訟費用が高額なために特許侵害訴訟を提起された場合に和解に至りやすいこと等、パテント・トロールは米国の訴訟制度に起因する特有の問題であり、米国に比べて訴訟費用の低い我が国においては、現状、米国のようにパテント・トロールが大きな問題とはなっていないとの見解が大勢を占めた。

第4 必須特許の権利行使に関する問題に対する独占禁止法上の考え方

前記第3のとおり、国内外で顕在化しているか、又はヒアリングにおいて事業者等から懸念が示された必須特許の権利行使等に関する問題は、必須特許の保有者による①ライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起、②高額なライセンス料・損害賠償の請求及び③権利行使に伴う制限行為である。

⁹ 最近では、PAE (Patent Assertion Entity) とも呼ばれている。

なお、③については、公正取引委員会は知的財産ガイドラインで既に考え方を示しているため、当該ガイドラインを参照されたい¹⁰。

1 独占禁止法と知的財産権の関係

(1) 基本的な考え方

独占禁止法第21条は、「この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。」と規定している。したがって、技術の利用に係る制限行為のうち、そもそも権利の行使とはみられない行為には独占禁止法が適用される。

また、技術に権利を有する者が、他の者にその技術を利用させないようにする行為及び利用できる範囲を限定する行為は、外形上、権利の行使とみられるが、これらの行為についても、実質的に権利の行使とは評価できない場合は、同じく独占禁止法の規定が適用される。すなわち、これら権利の行使とみられる行為であっても、行為の目的、態様、競争に与える影響の大きさも勘案した上で、事業者に創意工夫を発揮させ、技術の活用を図るという、知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反すると認められる場合は、独占禁止法第21条に規定される「権利の行使と認められる行為」とは評価できず、同法が適用される¹¹。

(2) 必須特許の権利行使

必須特許については、一般に、標準化機関が、必須特許の権利行使が規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売の妨げとなることを防ぎ、規格を広く普及させるために、IPRポリシーにおいて、当該規格の策定への参加者に対して必須特許（出願中のものを含む。）の保有の有無及び当該必須特許についてFRAND宣言をする意思を明らかにさせるとともに、当該宣言がされない場合には当該必須特許に係る技術が規格に含まれないように規格の変更を検討する旨規定している。そのため、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者は、規格を採用した製品の市場においてその利用が不可欠である必須特許の全てについて、公正、妥当かつ無差別なライセンス条件で利用できると考えられることから、積極的に当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に必要な投資を行うことができる。

このような状況において、FRAND宣言をした必須特許を有する者がFRAND宣言に反して権利行使を行うこと、具体的には、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者がFRAND条件でライセンスを受ける意思を有するにもかかわらず、そのような者に対し、必須特許を有する者

¹⁰ 知的財産ガイドライン第4の5

¹¹ 知的財産ガイドライン第2の1

が当該必須特許についてライセンスを拒絶（ライセンスの拒絶と同視できる程度に高額なライセンス料を要求する場合も含む。以下同じ。）し、又は差止請求訴訟を提起することは、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものである。

したがって、FRAND宣言に反する必須特許の権利行使は、事業者により創意工夫を發揮させ技術の活用を図るといった知的財産制度の趣旨を逸脱し、又は同制度の目的に反するものであって、特許法等による権利の行使とは認められず、独占禁止法が適用される。

なお、必須特許に基づき損害賠償請求を行うことは、規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売のための必須特許の実施に対するFRAND条件での対価の支払を求めると評価される場合には、特許法等による権利の行使と認められる。

2 影響が及ぶ市場

(1) 基本的な考え方

技術の利用に係る制限行為について独占禁止法上の評価を行うに当たっては、制限行為の影響が及ぶ取引に応じ、取引される技術の市場、当該技術を用いて供給される製品の市場、その他の技術又は製品の市場を画定し、競争への影響を検討することになる。

また、ある技術が特定の分野で多数の事業者により利用されており、これら利用者にとって迂回技術の開発や代替技術への切替えが著しく困難な場合、当該技術のみの市場が画定される場合がある。

なお、技術の利用に係る制限行為が、技術の開発をめぐる競争にも影響を及ぼす場合もあるが、研究開発活動自体に取引や市場を想定し得ないことから、技術開発競争への影響は、研究開発活動の成果である将来の技術又は当該技術を利用した製品の取引における競争に及ぼす影響によって評価することになる¹²。

(2) 必須特許の権利行使が影響を及ぼす市場

必須特許はその性質上、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売に不可欠であり、必須特許についてのライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起は、その相手方による当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものである。したがって、ライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起は、

¹² 知的財産ガイドライン第2の2

広く普及している規格を採用した製品の市場に影響を及ぼすものである¹³。

3 ライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起

(1) 行為要件

FRAND宣言をした必須特許を有する者による、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対するライセンス拒絶は「ある事業者に対し取引を拒絶」する行為であり、差止請求訴訟の提起も当該行為を前提とするものであることから、不公正な取引方法のうち一般指定第2項（その他の取引拒絶）の行為要件を満たす。加えて、必須特許を有する者とライセンス拒絶及び差止請求訴訟の提起の相手方が規格を採用した製品の市場において競争関係にある場合には、一般指定第14項（競争者に対する取引妨害）の行為要件を満たす。また、FRAND宣言をした必須特許を有する者による、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対するライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起は、規格を採用する製品の市場から相手方を排除するものであることから、私的独占（独占禁止法第3条）の行為要件も満たす。

(2) 競争への影響要件

ア 有力と認められる技術は、技術の利用に係る制限行為が競争に及ぼす影響が相対的に大きいと評価され、ある技術が有力な技術かどうかは、製品の市場における当該技術の利用状況、迂回技術の開発又は代替技術への切替えの困難さ、当該技術に権利を有する者が技術市場又は製品市場において占める地位等を、総合的に勘案して判断される¹⁴。

イ 必須特許は、規格で規定される機能及び効用の実現に必須なものであり、広く普及している規格を採用した製品の市場においてその利用は不可欠である。よって、必須特許に係る技術は、有力であり、必須特許のライセンス拒絶・差止請求訴訟の提起が規格を採用した製品の市場における競争に及ぼす影響が大きいと認められる。

このような状況において、FRAND宣言をした必須特許を有する者が、FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者に対して、ライセンスを拒絶し、又は差止請求訴訟を提起することや、当該必須特許の対象となる技術を

¹³ なお、広く普及している規格を採用した製品の開発を困難とすることは、新たに開発される技術に基づく競争を阻害することとなることから、規格に関する技術の市場における競争にも悪影響を及ぼし得る。

¹⁴ 知的財産ガイドライン第2の4(2)。

なお、競争減殺効果の分析方法の一般論については、知的財産ガイドライン第2の3を参照。

含む規格が策定された後に、FRAND宣言を撤回し、これらと同様の行為を行うことは、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、他の事業者の事業活動を排除する行為に該当する。したがって、当該行為が当該製品の市場における競争を実質的に制限する場合には、私的独占（独占禁止法第3条）に該当し、独占禁止法上問題となる。

また、当該行為が当該製品の市場における競争を実質的に制限するまでには至らず私的独占に該当しない場合であっても、当該行為は、一般に、広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであり、当該規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を行う者の取引機会を排除し、又はその競争機能を低下させることにより、当該規格を採用した製品の市場における競争に悪影響を及ぼし、公正競争阻害性を有するものであって、不公正な取引方法（一般指定第2項〔その他の取引拒絶〕又は第14項〔競争者に対する取引妨害〕）に該当し、独占禁止法上問題となる。

(3) 「FRAND宣言をした必須特許を有する者」及び「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」の範囲

前記(2)イのように考える前提として、前記1(2)のとおりライセンス拒絶又は差止請求訴訟の提起が「権利の行使と認められる行為」ではないとの判断が必要であるが、この際には、個別の事案ごとに「FRAND宣言をした必須特許を有する者」及び「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」に当たるかどうかを検討することが必要となる。

ア 「FRAND宣言をした必須特許を有する者」の範囲

必須特許によっては、規格の策定後に第三者（パテント・トロールを含む。）に譲渡されたり、パテントプールの管理者等に管理を委託されたりするなど、FRAND宣言をした当事者ではない者が必須特許を有することがある。前記第3の1(2)イのとおり標準化機関が必須特許（出願中のものを含む。）を有する者からFRAND宣言を得られない場合には、当該必須特許の対象となる技術を規格から除外することをIPRポリシーにおいて規定していることを踏まえれば、通常、規格の策定後に必須特許を譲り受ける者等は、当該必須特許について前保有者がFRAND宣言をしたものと認識していると推認される。また、FRAND宣言をした必須特許を有する者が、規格が策定された後に自らのFRAND宣言を撤回したとしても、権利行使が規格の策定段階でなされたFRAND宣言に反することや、市場への影響は変わらない。

したがって、必須特許を譲り受けた者の行為、必須特許の管理を委託された

者の行為又はFRAND宣言を撤回した者の行為についても、「権利の行使と認められる行為」とは評価されない。

イ 「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」の範囲

前記1(2)記載のとおり、FRAND宣言に反する必須特許の権利行使が広く普及している規格を採用した製品の研究開発、生産又は販売を困難とするものであることに照らせば、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を有する者ではないとの認定は個別事案に即して厳格になされるべきである。したがって、例えば、ライセンス交渉の相手方が、一定の交渉期間を経てもライセンス条件の合意に至らなかった際に、裁判所又は仲裁手続においてライセンス条件を決定する意思を示している場合は、「FRAND条件でライセンスを受ける意思を有する者」とみるべきである。また、ライセンスを受けようとする者が必須特許の有効性、必須性又は侵害の有無を争うことそれ自体は、「FRAND条件でライセンスを受ける意思」を否定する根拠とするべきではない。

以上